

『天理大学史研究紀要』投稿規定

一、投稿資格

本紙に投稿する資格のある者は、天理大学の専任教職員（退職者を含む）、非常勤講師、学生および卒業生とし、投稿の申し込み締め切り日までに投稿を申し込んだ者とする。その他、本誌編集委員会が投稿を依頼もしくは許可する場合もある。

二、掲載する原稿について

①掲載する原稿は、天理大学の歴史に関するもので、概ね以下の種類とする。

ア、論文

イ、研究ノート

ウ、資料（史料）紹介

エ、翻刻

オ、翻訳

カ、インタビュー記録

キ、調査報告・活動報告

ク、書評

ケ、年史編集室の記録

② 原稿の長さは、図および表、注釈、参考文献を含めて、日本語で三万字以内とする。なお、資料紹介や翻刻など、単独の原稿において相応の長さを要するものについては、三万字程度を基準に編集委員会で検討する。

③ 本文で使用できる言語および本文の形式は日本語・縦書きを原則とする。

④ 原稿は他誌に未掲載、または掲載する予定の無いものに限る。

三、投稿の申し込みおよび原稿の提出について

① 投稿を希望する者は、毎年一〇月末日までに編集委員会まで適宜の方法により、投稿者名、原稿題目（仮題可）、原稿種別について申し込むこととする。

② 原稿の形式は任意とする。ただし、掲載原稿が縦書きとなることに留意し、数字表記（一〇、一一、一〇〇、二〇二〇年など）や注釈の位置などに注意することとする。また、章・節・項の番号表記については、一・（一）・1、を基準に、適宜、編集段階で調整することとする。

③ 提出する原稿は原則として電子原稿（MS・Wordファイル）とし、プリントアウトした原稿もしくはPDFファイル一部を合わせて提出する。

④原稿提出の締め切りは、毎年一月末日とする。

四、編集および審査について

①『天理大学史研究紀要』の編集発行に関する事項を審議するための編集委員会は、天理大学百年史編纂委員会委員によって構成する。

②投稿された原稿の掲載可否は、編集委員会が指名した者の査読を経て、編集委員会で決定する。

③掲載の順序、形式を整えるための補正などは、編集委員会に一任する。

五、著作権について

投稿された原稿の著作権は、電子化されたものも含めて、天理大学に帰属する。ただし、著者は自分の論文などを複製、翻訳、翻案等の形で利用することができる。

二〇二〇年一二月二三日制定